

## 鳥取県告示第726号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年12月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成24年10月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はばたき支援センター

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山下 勇次

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市両三柳3904-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がいをもつ、交通利用移動困難者及び家族介護者に対し、福祉有償運送事業を行い、更に日常生活支援事業、子供の健全育成、高齢者や障がいをもつ人たちの、生きがい作りのための交流拠点と仲間作り、国外、県内外からの観光客へのサポート及び鳥取県の豊富な自然や、風土と歴史を案内する、エコツアーガイド事業を行い、地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。